

子育て支援・保護者支援

保育士等キャリアアップ研修

第一幼児教育短期大学

松崎 優

○気になる子どもたちへの支援（前回課題）の振り返り

資料：10月16日研修 保育士等キャリアアップ講座事前課題

課題で取り上げた、子どもとその保護者との関係はどのように変化しましたか？

前回、気になる子どもたちへのかかわりについてスモールステップを設定しましたが、どの程度、達成することができたでしょうか？

ソーシャルワークの展開過程

個別援助技術の展開過程

- ① 受理面接（インテーク）
- ② 事前評価（アセスメント）
- ③ 支援計画（プランニング）
- ④ 介入（インターベンション）
- ⑤ 振り返りと支援計画の見直し（モニタリング）
- ⑥ 事後評価及び終結（エヴァリュエーション）

○気になる子どもたちへの支援（前回課題）の振り返り

①発達援助の知識・技術

乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識をもとに子どもの育ちを見通し
一人一人の子どもの発達を援助する知識及び技術

②生活援助の知識・技術

子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識及び技術

③環境構成の知識・技術

物的環境、自然環境、人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識及び
技術

○気になる子どもたちへの支援（前回課題）の振り返り

④遊びを豊かに展開する知識・技術

子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに展開していくための知識及び技術

⑤関係構築の知識・技術

子ども同士のかかわりや子どもと保護者の関りなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら援助していく援助及び技術

⑥保護者に対する相談・助言の知識・技術

保護者等への相談、助言に関する知識及び技術

○気になる子どもたちへの支援（前回課題）の振り返り

保護者を受け入れるための心構えと面接技法

- ①保護者の心配や不安など心情に配慮しながら十分に聞き取る
- ②改善が必要である課題は専門職の見解を正しく伝えるべき
- ③互いの考え方の違いについてやり取りを重ね、かみ合う部分を探す（相互理解）
- ④保護者の課題は子どもに変化がみられないと解決しないこともある

○気になる子どもたちへの支援（前回課題）の振り返り

○保育者の実践するソーシャルワークの目的は何か

「子どもの最善の利益」（あるべき姿）

⇒保護者支援、子育て支援は「子どもの最善の利益」を具現化するための方法の一つです。ここでいう「子どもの最善の利益」は特定の何かを意味するものではなく、保育者がかかわる一人ひとりの子どもの状況、家庭の状況に応じて変化するものです。

○保育実践は「設計科学」ともいわれ、あるべき姿【理想】を目標に、価値や理論、方法を作り上げていく科学と言えます。

単元3 地域における子育て支援

- 子育て支援における地域について理解する
- 地域の子育て拠点としての保育園について理解する
- 保育園を中心とした社会資源について具体的に理解する
- 社会資源マップの作成と実際のかかわりについて理解する

子育て支援における地域について理解する

地域とは何か？

地域 → エリア（範囲）、リージョン（〇〇地帯）
ローカル（特定の地方）、ディストリクト（行政区）

子育て支援における「地域」 **community**

「地域性と共同性をその条件に営まれる生活活動であり、ある範囲における利益や価値観を共有する人々の集まり」（秋元ら）

⇒ 単に、〇〇市、〇〇町ではなく、人々のつながりや、社会資源のつながり、共同関係を把握することが必要となる。

地域の子育て拠点としての保育園について理解する

地域に開かれた保育園としての役割

現代社会 ⇒ 交通や情報技術が進んだ現代社会では、居住の遠近はコミュニティの構成要素の二次的な必要条件となり、「精神的絆で結ばれる社会関係」が重要視されつつある。

その一方で・・・「ワンオペ育児」「産後うつ」「孤立化」など精神的絆だけでは解決できない課題が目立つ

だからこそ・・・「歩いていける」範囲での集まる場づくり
「顔が見える」範囲でのつながりが必要となった

それができるのが・・・「保育園・認定こども園・幼稚園」

あなたが地域を感じる写真を撮る

事前課題：地域を感じる場所、所属する園のお気に入りの場所を写真に撮り
紹介しましょう

先生方が住んでいる、または所属する園が所在する地域について「地域」を感じる
写真を1枚紹介してください。

その際、なぜその写真を撮ったのか、理由も説明してください。

所属する園のお気に入りの場所の写真を撮り、紹介してください。
お気に入りの理由も説明してください。

コミュニティの構成要素

物財（モノ）
生活環境・施設

行事（イベント）
祭・交流

コミュニティ

関係（ヒト）
近隣関係

意識（ココロ）
愛着

地域の子育て拠点としての保育園の役割

①出会う・つなぐ・つながる ～地域の親子の交流の提供と交流の促進～

同じ年齢の子どもを育てる親同士が育児の悩みや園での情報を共有しあえるよう、親同士のつながりを作り出す。

②地域の養育力の向上を図り、保護者自身が学べる場

子育ての知識や方法（子どもの成長・発達、生活習慣の自立など）について保育者は行動見本（ロールモデル）を示し、保護者に具体的ななかかわりや知識を伝えていく。

地域の子育て拠点としての保育園の役割

③子育てに関する講習会等の実施

研修会や親子が一緒になって体験的に学ぶ親子遊びの講座、時には保護者が講師になる活動を用意し、相互関係を作ることを企画する

④子育てに関する相談や助言を気軽にできる場

「歩いていける」「顔がみえる」場所にある子育て拠点として様々な機会を利用して保護者の相談にのり助言することが求められます。

⑤地域の子育て関連の情報提供

社会資源と保護者や子どもをつなげるのも保育園の大切な役割です。

個々の家庭の状況や共通課題について常にアンテナを張り、情報を提供することが求められます。

地域の子育て拠点としての保育園の役割

地域の子育て拠点を運営するにあたっての留意点

- ①気軽に訪れることができる環境づくり
- ②親子の集う場におけるプログラムの工夫
- ③地域で孤立した子育て家庭をなくしていくための工夫
- ④次世代育成と子育てにやさしい地域づくりのための工夫

保育園を中心とした社会資源について

保育所保育指針に示されている社会資源との関係について

該当章	該当節	項目
第1章 総則	保育所保育に関する基本原則	保育所の役割
		保育の方法
		保育所の社会的責任
	養護に関する基本的事項	養護にかかわるねらい及び内容

保育園を中心とした社会資源について

該当章	該当節	項目
第4章 子育て支援	保育所における子育て支援に関する基本的事項	子育て支援に関して留意すべき事項
	保育所を利用している保護者に対する子育て支援	保護者の状況に配慮した個別の支援
		不適切な養育等が疑われる家庭への支援
	地域の保護者等に対する子育て支援	地域の関係機関等との連携

保育園を中心とした社会資源について

社会資源の例

専門機関	児童相談所、福祉事務所、保健センター、地域子育て支援拠点 子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター
公共機関	市町村役所（場）、警察、消防、病院、公民館、公園 商業施設、他の保育・教育施設、小中高校、短大、大学
組織・団体	教育委員会、社会福祉協議会、要保護児童対策地域協議会 自治会、町内会、NPO法人、ボランティア団体
人材	民生委員、児童委員、主任児童委員、地域住民、ボランティア
制度	各種法律、地域子ども・子育て支援事業、保育所等訪問支援 産前・産後サポート事業
文化・自然	季節の行事、祭、地域の自然環境、地理的条件

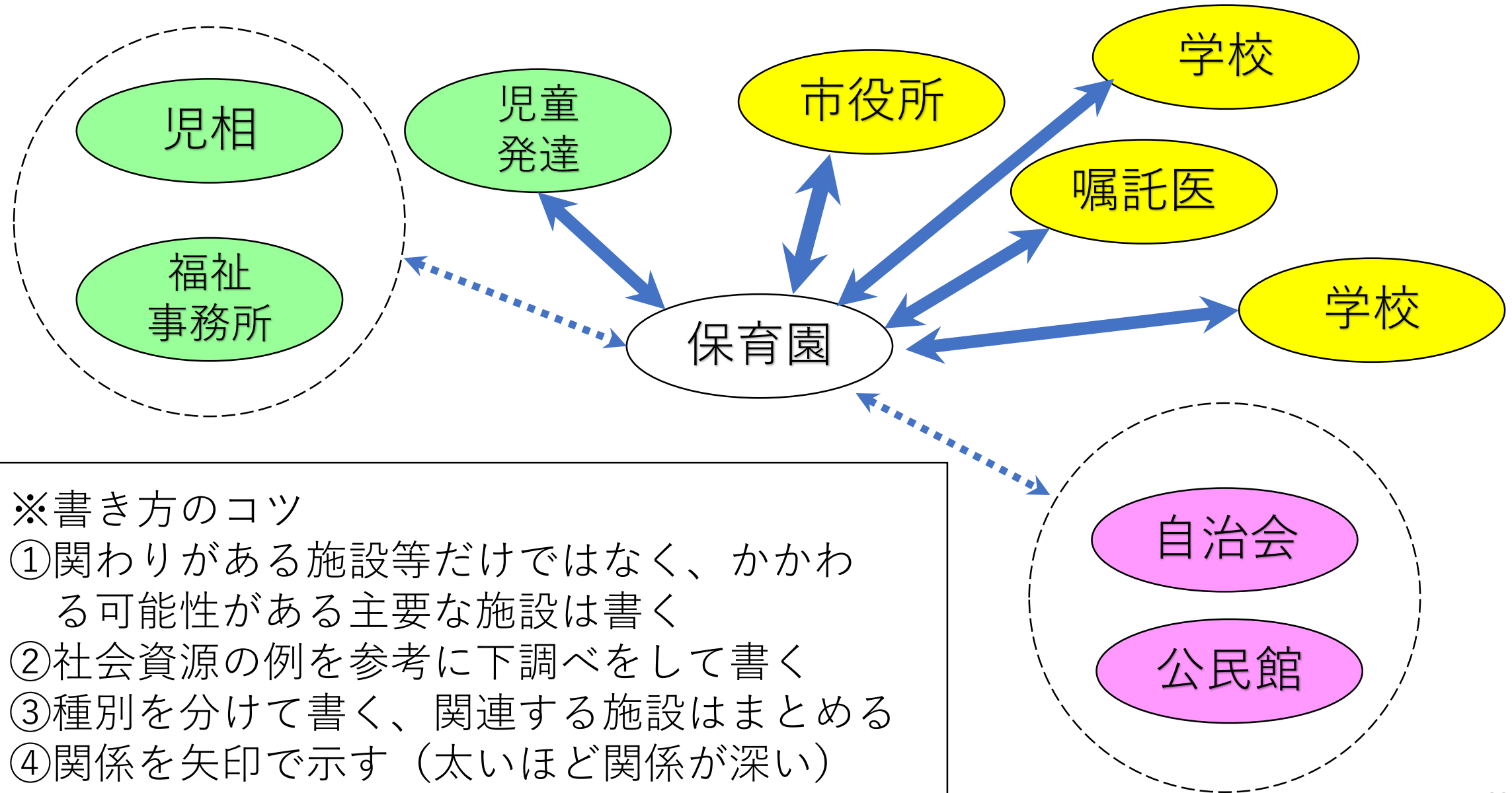
社会資源マップの紹介

事前課題2-1, 2-2：社会資源の活用

事前課題で作成した社会資源マップを先生方と共有しましょう。
社会資源の一覧やマップを作って気づいたことを発表しましょう

これまでの経験で社会資源につなげることの難しかった事例があれば情報を共有しましょう。

社会資源マップの作成



※書き方のコツ

- ①関わりがある施設等だけではなく、かかわる可能性がある主要な施設は書く
- ②社会資源の例を参考に下調べをして書く
- ③種別を分けて書く、関連する施設はまとめる
- ④関係を矢印で示す (太いほど関係が深い)

保育園に求められる地域連携の役割

①コーディネート機能

関係機関等との連絡・調整、連携、協働の体制づくり

②クリエイティブ（創造する）機能

地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有を踏まえた社会資源の開発など

※保育園は、その地域で実践されている「地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法）」や他の社会資源がどのような役割をもっているのかを把握し、保護者とその子どもたちの福祉（幸福）を実現するための活動を実践していくことが求められています。

単元4 虐待予防

ポイント

- 児童虐待の定義や現状について理解する
- 児童虐待の原因について考える
- 児童虐待の発見と対応について理解する
- 保育園全体のかかわりについて理解する
- 社会資源、要保護児童対策協議会について理解する
- 虐待への対応 ～事例検討～

児童虐待の定義や現状について理解する

児童虐待防止法 第1条（法律の目的）

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資する

児童虐待防止法 第2条（定義）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童（十八歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいう

児童虐待の定義や現状について理解する

虐待の種類

①身体的虐待（24.4%）

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

②心理的虐待（59.2%）

児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

③性的虐待（1.1%）

児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。

④ネグレクト（養育拒否）（15.3%）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置等保護者としての監護を著しく怠ること

児童虐待の定義や現状について理解する

児童虐待防止法のポイント

○早期発見（第5条）

学校、**児童福祉施設**、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、**児童福祉施設の職員**・・・中略・・・、**児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚**し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

○通告義務（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを**市町村**、**福祉事務所**若しくは**児童相談所**又は**児童委員を介して**・・・中略・・・通告しなければならない

グループ活動 これまでに児童虐待ではないかと悩んだケースは

児童虐待防止法において **「児童虐待についてはそのおそれがあることをもって通告する」** ことが義務づけられています。しかし、専門職と言えども虐待おそれの判断には迷いが生じたり、通告には躊躇してしまうことがあります。

これまでの経験から虐待にあたるのではないかと感じた事例についてグループ内で報告しましょう。またその時、どんな迷いや悩みがあったのか語り合いましょう。最終的にどのように対応したのか報告しましょう。

※個人情報保護の観点から、氏名や年齢、性別、家族構成などについては報告しない又は変更を加えてください。

※グループ内で知り得た内容は他では口外しないでください。

児童虐待の定義や現状について理解する

○親権の行使に関する配慮等（第十四条） 令和2年4月施行分

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、**体罰を加えること**その他民法第八百二十条の規定による**監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず**、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

→ **親権者であっても体罰を加えることが禁止された**

→ 民法第820条（監護及び教育の権利・義務）

親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

→ 民法822条（懲戒）

親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

児童虐待の定義や現状について理解する

2022年1月 法制審議会 → 民法822条（懲戒）削除の方針を決定
体罰を禁止する規定を新設予定

新規定要綱案

①親の行動について

子の人格を尊重するとともに、子の年齢および発達の程度に配慮しなければならない

②体罰等の禁止

体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす言動の禁止

児童虐待の定義や現状について理解する

虐待が子どもに与える影響

発育障害、認知的発達障害、**脳の萎縮**、心的外傷後ストレス障害

心身症、**愛着障害**、コミュニケーション障害、感情のコントロール障害

虐待的人間関係の再現、虐待の世代間連鎖

—参考資料— 「愛着障害」

愛着の基礎となる**絶対的愛情**を受けることができなかつたために他者との愛着関係を築くことに困難を伴うもの。保護者などと信頼関係の基礎となる愛着関係を結ぶことが出来なかつた場合、他者との信頼関係を築くことにも困難が生じる。

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

2020年4月より児童虐待防止法において、**体罰が禁止**となっています。

まず、皆さんはこの改正を知っていましたか？

また、保護者の方は知っているでしょうか？

皆さんがこの研修で学んだ「児童虐待の改正の内容（特に体罰の禁止）」を保護者にどのように周知できるでしょうか？

①伝える方法、②伝える時の留意点を考えてみましょう。

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

受講番号の順番でペアになり、順番が若い方が保護者役になりましょう。メンバーが奇数の場合は、最後の番号の方が保護者役になり、一番若い番号の方が保育者役になりましょう。
(一番若い番号の方は2回出番があります)

あなたは年中クラスの担任です。ある日、子どもの着替えをしていると背中にあざがあるのを発見しました。子どもに話を聞くとお母さんに叩かれたと話しました。日頃の親子関係においても叩く様子が数名の保護者や保育者から報告されていました。

園で話し合った結果、主任の先生が立ち会いますが、担任であるあなたが主となり面談することになりました。

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

○しつけと体罰・虐待の差はどこにあるのか

しつけ → 子ども自身を伸ばし、自律をサポートする

体罰 → **苦痛や意図的な不快感**をもたらす行為

【体罰等によらない子育てのために（2020年2月）厚労省】

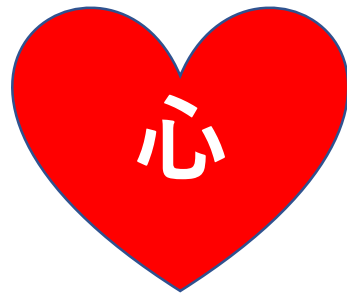
○親をサポートする視点が大切です。

法律で決まったことを保護者に伝えても反感や不信感を招くだけで解決にいたらないこともあります。

厚労省の示したガイドラインでも、「親を罰する」ことが目的ではなくサポートすることを目的としていると記載されています。

專門職的關係

母親A
個性
生活史
性格
家族關係
社会的役割



保育士としての倫理

保育士B
個性
生活史
性格
家族關係
社会的役割



知識・理論

グループ活動 体罰が禁止されたことを保護者にどのように伝えましょう

○あざや体罰を発見した状況の説明

着替えの際に、〇〇ちゃんの背中にあざがあるのに気づいたのでお母さんが事情をしているかと思い、声を掛けました。

他の保護者の方や先生が〇〇ちゃんを叩いているところを見たとのことだったので、お母さんに何かあったのかと思って声を掛けました。

○否定する場合 → そうでしたか。わかりました。お母さんから相談したいことがあったらいつでも聞きますからね

○認める場合 → 「でも・・・」「だって・・・」をよく聞く
お母さんは、〇〇ちゃんを正しく育てたいって思っているんですね。ただ、叩いてしまうとお母さんのせっかくの思いも無駄になってしまうかもしれません・・・。

児童虐待の定義や現状について理解する

○児童虐待に関する統計

虐待相談件数（2020年）：20,5029件 ⇒ 前年比約1万1千件増加

死亡件数：72件、78名（心中含む）※0歳児が28名（53.8%）【0か月が11名】

○加害者

児童虐待全体：**実父、実母**、養父・継父、内縁の男性（2019）

死亡（心中除く）：**実母（52.6%）、実父（5.3%）、**実母の交際相手（3.5%）

○加害理由

「しつけのつもり」、「子どもの存在の拒否・否定」

「泣きやまないことにいらだったため」

児童虐待の定義や現状について理解する

○被害者 年齢別被虐待数（2018年）

0～3歳（20.2%）、3歳～学齢前（25.7%） → 乳幼児期 45.9%

小学生（33.7%）、中学生（13.7%）、高校生・その他（6.8%）

○種類別

心理的虐待（55.3%）、身体的虐待（25.2%）、ネグレクト（18.4%）

性的虐待（1.1%） **※面前DVによる警察からの通告が増加**

○児童虐待の原因について考える

1) 親・養育者の要因

①虐待加害者の性格として「**衝動的、攻撃的**」が挙げられる。

依存的など「**社会的未成熟**」が挙げられる。

②心身の健康上に課題がある【**アルコール中毒、薬物依存、統合失調症など**】

③虐待の「**世代間連鎖**」、「**世代間伝達**」

加害者である親も虐待の被害者であることがある。虐待から生じるトラウマや他者への不信、自己否定感が子育てにおいても再現されてしまう。

※虐待を受けたからといって子どもを必ず虐待するわけではない。

○児童虐待の原因について考える

2) 家庭生活の要因

- ①家族における人間関係 **【夫婦関係の不和、育児負担】**
- ②ひとり親家庭 **【経済的、子育てに関する不安】**
- ③子育て以外の家庭における課題 **【障害者、高齢者に対する介護】**
- ④配偶者からの暴力

3) 社会環境の要因

- ①経済的要因 **【失業、借金、低収入など】**
- ②環境的要 **【住宅環境、近隣との関係、核家族】**
- ③社会的孤立 **【孤独、産後うつ】**
- ④法律による暴力の容認 → 2020年4月改正

○児童虐待の原因について考える

4) 虐待の被害者になりやすい児童

①**病気や発達障害を抱える子ども**

②未熟児など長期入院によって「**母子関係不全状態**」にある場合

③望まれない妊娠など「**愛着関係**」を妨げる要因がある場合

保育園等は、子どもや保護者とのかかわりなどから家庭の状況や保護者の状況を察知しやすい立場にある。そのため、日頃からアンテナを張り、気になる子ども、保護者の早期発見に努めることが求められています。

親・養育者の要因

母子分離経験
愛着形成不全

虐待の被害者
になりやすい児童

子どもの特徴

虐待

夫婦関係 ストレスフルな状況

家庭生活の要因

家庭状況

社会環境の要因

社会的孤立

児童虐待への対応

1) 発見段階

「気づき」の重要性

あざや傷、行動特徴（暴力行動、非行行動）、服装、匂い、食事、人間関係の変化、表情・感情の起伏、保護者との関係（極端に怯えるなど）

「支援体制の整備」

一人で抱え込まず、必ず責任者に相談する。事実確認のため記録を取る。

※記録の内容の例

日時、子どもの情報（年齢、性別、日頃の様子）

誰が、どのような時に気づいたか

傷の場合：どこに、大きさ、写真を撮る又は、図式化しておく。

子どもに質問した時の説明

親子関係（保護者に対する態度、子どもへの接し方）

児童虐待への対応

1) 発見段階

○市町村 【児童相談の第一次的窓口】

速やかに安全確認や調査（原則48時間以内）

立入調査や一次保護、判定などが必要な場合は児童相談所へ送致

○児童相談所（都道府県）

保護者に対する援助、児童福祉施設への入所措置、里親委託、立入調査、
都道府県児童福祉審議会意見聴取、家事審判請求、親権喪失宣告請求

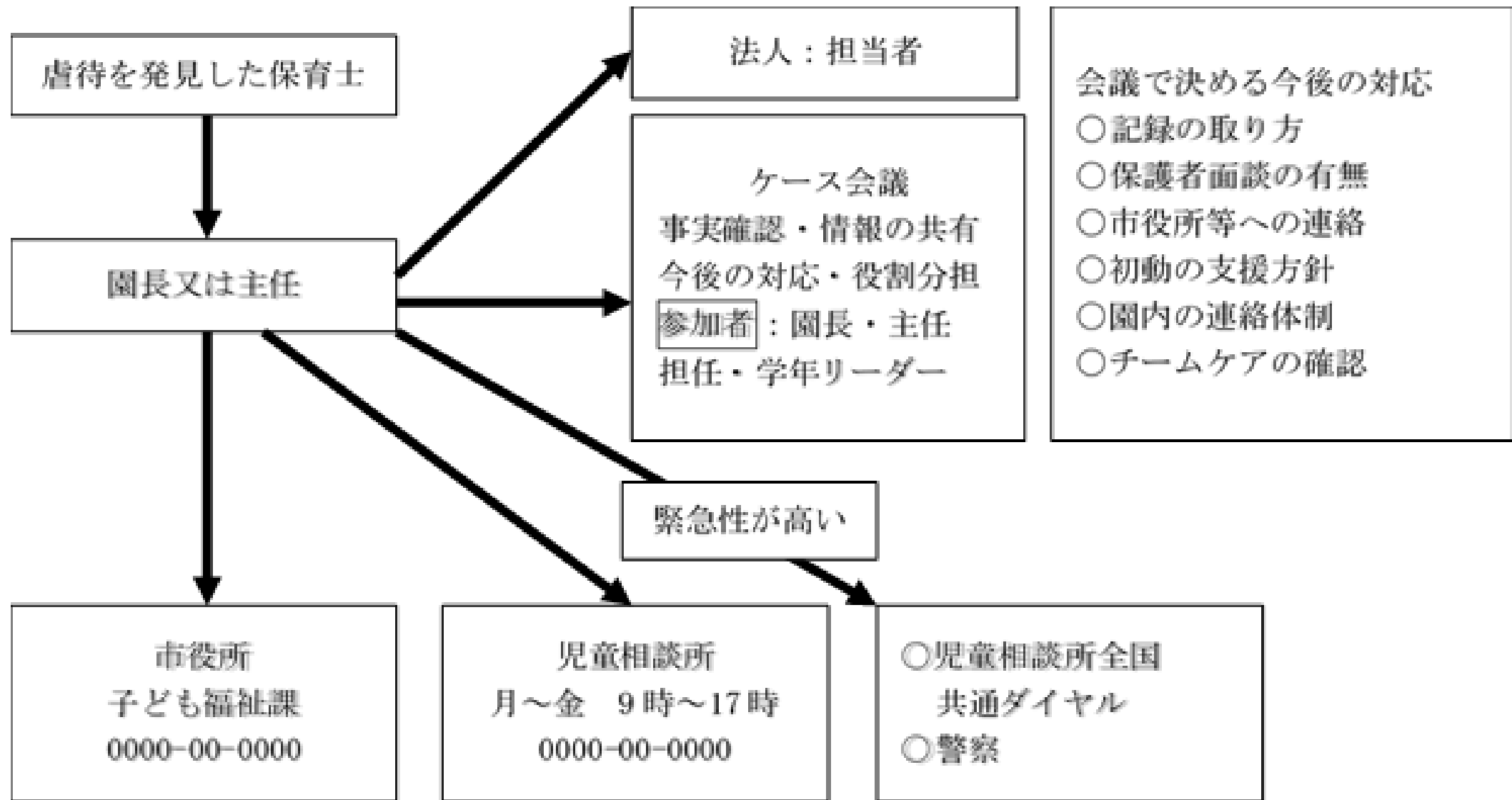
児童虐待の疑いがある子どもを発見した場合の連絡体制

事前課題：児童虐待を発見した場合の対応について

児童虐待を発見した場合、所属している園ではどのような体制が組みられているか紹介してください。

また、園における役割分担について各園の内容を紹介してみましよう。

児童虐待の疑いがある子どもを発見した場合の連絡体制



児童虐待の疑いがある子どもを発見した場合の連絡体制

児童虐待防止法

- 通告 → 保護者を罰する ×
- 保護者と子どもを支援につなげる ○

虐待予防の視点

- ①「子どもの側からみてどうか」の視点から判断する
- ②保育園の役割は、SOSに気づき、支援につなげること、判定はしない
- ③子どもを守るために諦めない、抱え込まない

児童虐待への対応

2) 調査段階

「他機関との連携」

市町村等が行う初期調査に協力する。特に日頃の記録等は詳細に記述する
(個人情報保護法に優先する事項)

「情報の共有と一元化」

職員内における情報の共有と全ての情報が責任者に集約される体制づくりを行い。かかわる職員の役割分担等を決める

児童虐待への対応

3) 介入段階

「市町村要保護児童対策地域協議会との連携」

協議会において対象児童の情報等を報告し、情報の共有、支援方法の検討、参加機関の役割分担等を確認する。

※市町村対策地域協議会の委員には守秘義務が課せられる

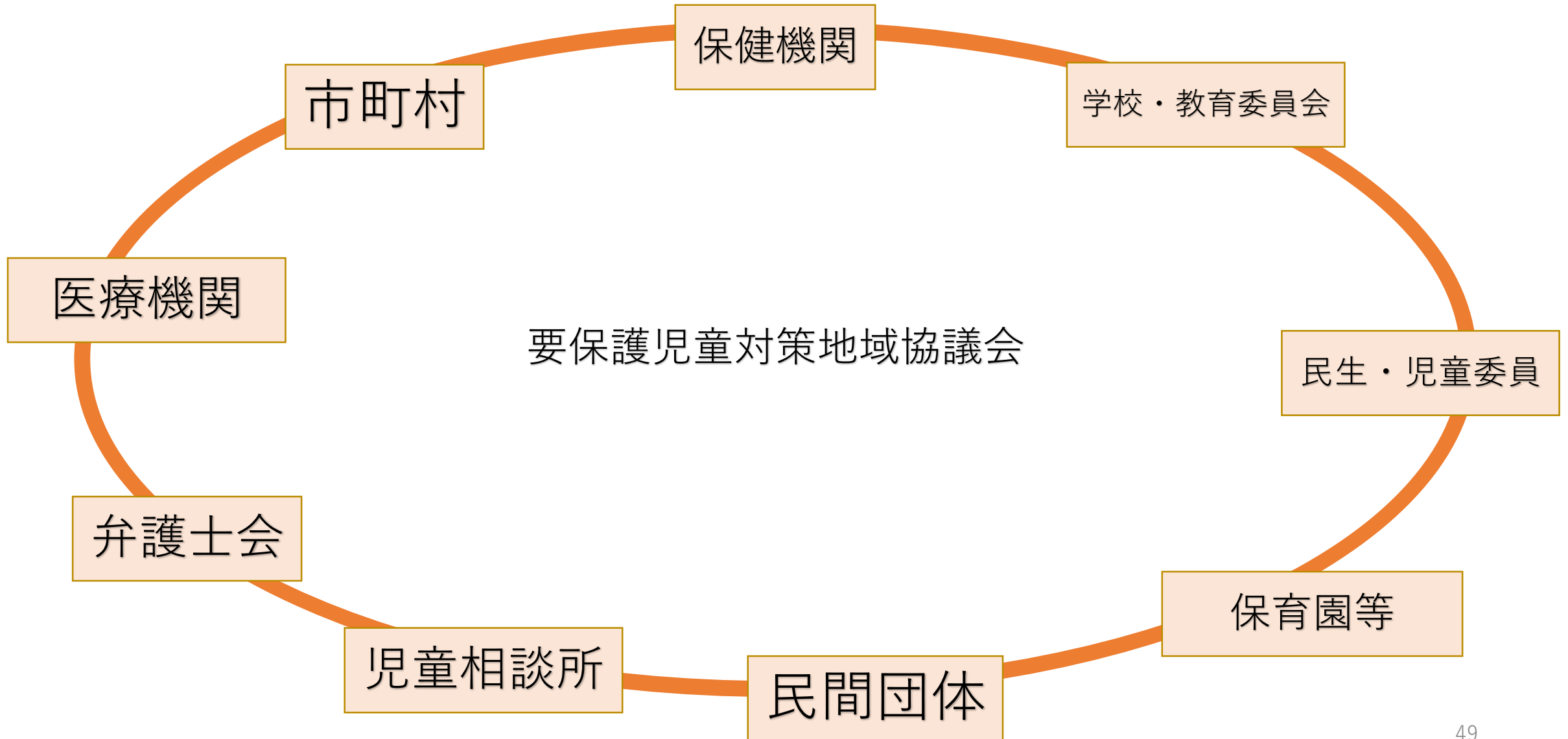
児童虐待への対応

要保護児童対策協議会の意義

- ①要保護児童を早期に発見できる
- ②迅速に支援を開始することができる
- ③関係機関が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる
- ④情報の共有を通じて、関係機関の間で、各機関の役割分担を理解できる
- ⑤関係機関が責任をもって、かかわることができる体制づくりができる
- ⑥関係機関が同一の認識のもとに、支援を行い、より良い支援が提供できる
- ⑦分担しあって事例に関わり、それぞれの機関の限界を分かち合う

〈関係法規：児童福祉法第25条の2〉

児童虐待への対応



児童虐待への対応

4) 支援段階

○事例検討

○子どもに対する支援

○保護者に対する支援

児童虐待への対応

○事例 「アタッチメント障害と虐待」—虐待・養育困難だと思われる内容—

入園面接：N男が泣いたりしてもかかわろうとしない

離乳食が進んでいなかったためアドバイスすると「めんどくさい」と聞き入れない

1歳児：N男を叩くところを見た保育者が声をかけると「先生とは違う」

「叩くのが気持ちよくなってきた」と話す

2歳児：保育園から帰るとN男はベビーベッドに入れられて過ごしていた

3歳児：同居している母方の祖母も叩くなどの行為がある

4・5歳：母親は叱ることに疲れたので、無視することにしたと話す。

その後も叩く行為などが見られた

事例から考えてみましょう。

事例を読み以下の事について話し合ってみましょう。

①児童虐待防止法における通告はどのタイミングでどこに実施しますか？

虐待の種類は何にあたりますか？

②通告した場合に生じる課題について考えてみましょう

③保育者に芽生える悩みや葛藤にはどんなものがあるでしょうか

事例から考えてみましょう。

事例を読み以下の事について話し合ってみましょう。

①通告のタイミングでどこに実施しますか？虐待の種類は何にあたりますか？

→1歳児クラスでの通告（又は0歳児）、虐待の種類 → 身体的虐待

→通告は市町村又は児童相談所、子ども家庭支援センターなど

②通告した場合に生じる課題について考えてみましょう

保護者との信頼関係が崩れるなどの懸念があります。

③保育者に芽生える悩みや葛藤にはどんなものがあるでしょうか

信頼関係や保護者の悩みに触れるほど通告することに悩み葛藤します。

児童虐待への対応

—子どもの様子と保育—

0・1・2歳児クラスの様子

入園当初は、表情が硬く、食事は詰め込むようにして食べる

1歳児のころ、要求が通らないと奇声をあげたり、他児を叩く、噛む行為が多くみられた。午睡時に体に触れると「イタイイタイ」と嫌がる

1歳6か月のころ、物や人の名前がわからず、指差しもない。発語は1歳9か月
その後、順調に二語文・三語文を話す

2歳児ころ、他児と簡単なごっこ遊びを楽しむ

児童虐待への対応

—子どもの様子と保育—

3・4・5歳児クラス

いけないとわかっているにもかかわらず衝動が止められない。気持ちのコントロールができていない。他児や保育者に対して暴言を発したり、叩く行為がある。戦いごっこばかりで遊びに偏りがあったが、他の遊びにも興味・関心を抱く。自分の思い通りになる相手と遊ぶことが目立つ。言うことを聞かないと叩いたり、言葉でおどしたりする。

児童虐待への対応

—保護者の様子—

- ・ 母親は自分の話を聞いてほしいがる。母方祖母に叱られるとこわがったり、「祖母に言わないでほしい」と園長に頼んだりする。
- ・ N男が2歳のころ、祖母の書道の道具を繰り返して触り、叱っているので「手の届かないところにおいてほしい」と頼むが聞き入れられなかったと母親が話す。
- ・ 母親は再婚を望んでいるが、N男がネックとなっていると感じており、父親に返すか施設に入所させ、手放したいと考えている。

児童虐待への対応

—N男とのかかわり—

- ・ 乳児のころ、大人の制止を無視する行動が母親の前だと激しくなる。
- ・ 母親から「この子はおかしい」「この子がストレス」「私の言うことを聞かない」と訴える。ほめるタイミングを伝えるが「そんなことはできない」と話す。
- ・ 幼児になると毎日母親に見えるように「先生大好き」といって担任に抱き着いたり、家では母親に「あっちいけ」「いつ死ぬの」などと言ったりする。
- ・ 課題行動として、スーパーのお菓子を勝手に食べたり、母親のカバンを遠くに投げたりする行動が見られる。

事例から考えてみましょう。

N男の以下の行動の意味を考えましょう

「表情が硬く、食事は詰め込むようにして食べる」

「奇声をあげたり、他児を叩く、噛む行為」

「午睡時に体に触れると「イタイイタイ」と嫌がる」

「母親に「あっちいけ」「いつ死ぬの」などと言ったりする」

これらの行為に対する支援として考えられることをあげてみましょう。

保護者と子どもを支援するための工夫として考えられることをあげてみましょう。

事例から考えてみましょう。

N男の以下の行動の意味を考えましょう

「表情が硬く、食事は詰め込むようにして食べる」

→ **食事場面で培われる、交流や一体感よりも生理的欲求のみを満たしている**

「奇声をあげたり、他児を叩く、噛む行為」

→ **愛着障害による人間関係不全の状態、不安や孤独のあらわれ**

「午睡時に体に触れると「イタイイタイ」と嫌がる」

→ 「**触れられる**」 = 「**痛み、嫌なこと**」という経験からあらわれる

「母親に「あっちいけ」「いつ死ぬの」などと言ったりする」

→ **母親に対する試し行動**

— 試し行動の意味 —

① 「愛情を確かめる行為」

叱られる行為をし、自分への愛情がどの程度のものなのか、自分が愛しているように保護者は愛しているのかを確認したいためにこれらの行動がみられます。

② 「保護者のかかわりに対する混乱」

不適切な養育の状態にある保護者にかかわるときに重要なことは行為そのものだけでなく、子育てに一貫性があるかということも大切です。

保護者の感情のままに、ある時は叱られ、ある時は無視され、叩かれということが続くと、子どもは何が正しい行動かわからなくなり混乱します。また、保育園で保育者から伝えられたことを家庭で実践しても褒められず、叱られたりするとさらに子どもは混乱をきたします。

児童虐待への対応

1. 保育園等が安全な場所だと伝える

①当たり前前のことを当たり前前にできている場面を褒めてみる

②廊下ですれ違う時など折りにふれ挨拶やことばをかける

③感情をもてあまし、行動に表現されている状況を伝え、行動を振り返る機会をつくる

⇒どうしてそんなことしたの × ⇒○○に怒っていたようだけど・・・

※怒って暴れた理由を聞いても子ども自身もわからない時がある。

一緒になって不安や怒り、原因となっていることを考えることが必要となる。

理由を話すまで、謝るまで許さない→ 自己肯定感を下げるかわりは避ける

児童虐待への対応

2. 感情を許容される方法で表現できるように支援する

○タイムアウト

落ち着きを取り戻すまで危害を加えやすい物や他者から離す。

○安全基地の確保

かんしゃく等のときに自分を落ち着かせる場所へ行くことを認める。

○より許容できる行動で表現できるように支える

離れていても相手の愛情を感じられるようにする

愛着関係を築くためことを意識して専門職は行動する

言うことを聞くからあなたが好きではなく「あなた自身が好き」を大切に！

※甘やかすのではなく甘えられることができるようにする

児童虐待への対応

3. 適切な社会的行動のスキル獲得を支援する

自分の行為 ⇒ 望ましくない結果 【結びつけられない】

※周りが悪い、教員が悪い、○○が悪い⇒他人に責任を転嫁する

感情は理解しながらもそれに伴う行動が招いた結果を客観的に理解する。

—被虐待児への支援—

「相手に優しくしないから優しくしてもらえない」このような考えは被虐待児の支援をする際には好ましくありません。彼らは本来、優しさを教えてもらう相手から虐待を受けてきたのです。被虐待児への支援の根幹は愛着関係の形成にあります。

児童虐待への対応

○事例の子どもへの支援を考える

①アタッチメント（特定の人にだけ示す情緒的な結びつき）を育てる

0～2歳児 特定の保育者と愛着関係が**築ける**ように担当を決める

甘えたい気持ちを見逃さず、意識的にアイコンタクトや指差しに共感する

→ **共同注意や言葉の発達、認知的発達の促進につながります。**

②自己肯定感の育み

母親に対する行動は愛情を確かめる試し行為であることからやってはいけないことはしっかりと伝え、パニックへの対応は見守りを基本とする。

N男の思いを言葉にするなどの対応が必要となる。

友達関係の仲立ちをするように心がけ、できていることを認める

児童虐待への対応

○愛着療法（引用：「事例にみる被虐待児の施設への適応過程」金崎、宇賀神、加藤）

- ①目を合わせる、子どもの目線の高さで、子どもの目を見ながら話す。
- ②互いに微笑み合う（子どもと一緒にいることが楽しいという気持ちを伝える）
- ③幼児の場合、抱いてリズムをつけて揺する（同時性を育む）
- ④優しく、体に触れる（接触が痛みに繋がらず“癒し”につながるように）。
- ⑥語りかけるときは、明るく、静かに。言わなくてもよいことを言わない。
- ⑦子どもが自分や他人を危険にさらすときは、きっぱりと諭す。
- ⑧子どもが良い行動をしたときは、その行動を描写して褒める。
- ⑨子どもが自分の誇りであることを伝える

療法は、信頼関係を前提にしたもので、必ず効を奏するとは限らない。

事例から考えてみましょう。

以下の母親の行動に対する保育者の支援について考えてみましょう

- ①「叩くのが気持ちよくなってきた」という母親に対してどのように受け答えしますか？

- ②N男の暴言や課題行動に関して、母親にどのような支援や助言ができるでしょうか

児童虐待への対応

保護者への支援

1. 保護者の気持ちや困り感を知って理解しようとする。
2. 否定的なかかわりは避け、保護者の行動を認め自己決定を尊重する
3. 保護者の状況や外見等からの先入観や固定観念に基づく判断はしない
4. 守秘義務を遵守する

児童虐待への対応

1. 保護者の気持ちや困り感を知って理解しようとする

児童虐待は決して許されるものではありません。この基本的な考え方はもちつつも、現在の状況（虐待や不適切な養育）にいたった経緯、保護者の悩みや子育て能力など多面的に理解する必要があります。

特に、保育者は「受容的」な態度で保護者の支援にあたり、保護者の心に寄り添い、解決方法を一緒に考えたいと伝えながら、話を聞いてみましょう。

児童虐待の判断は、市役所等が実施しますが、保育園には子どもと保護者のSOSに気づき、支援につなげる重要な役割があることを改めて理解しましょう。

児童虐待への対応

2. 否定的なかかわりは避け、保護者の行動を認め自己決定を尊重する

保育者は、保護者にかかわる際、できるだけ「非審判的態度」を心がけ、否定ばかりにならないように心がける必要があります。

当然、体罰は法律により、禁止されていることから「体罰」は許されません。しかし、「殴ってはダメだ」と伝えるのではなく、「なぜ殴ってしまわなければならなかったのか」を探ることが重要です。

そのうえで、保護者が努力していることなどは認め、自ら助けを求められるように保護者を方向付けていくことが重要です。

これらの支援には、他の専門機関や専門職の協力が必要であることはいうまでもありません。支援の輪を広げ、かかわりを持ちましょう。

児童虐待への対応

3. 保護者の状況や言動等からの先入観や固定観念に基づく判断はしない

保護者の中には支援を拒んだり、アドバイスに対して怒りを示したりする保護者がいます。これらは、保護者の心理的な状況や環境の影響など様々なことが影響していることから一つの言動ですべてを決めつけることがないように注意する必要があります。例) 保育者に対するアンビバレンス（愛憎感情）

4. 守秘義務を遵守する

虐待の通告や子どもや保護者の生命にかかわることなどを除き、原則として保護者から聞いた情報については、保育者・保育園のみで共有することになります。守秘義務（秘密保持）が守られているからこそ、保護者は安心して支援を受けることができます。

児童虐待への対応

事例の保護者への対応を考える

①言葉の意味を考える（ダブルメッセージ）

→ **自己肯定感の低さ、慢性的な悩みからの諦め、孤独、不安、強がり、後悔**

→ 虐待を認めていることば → 支援を求めている、育児疲れ、SOSのサイン

②保護者の育児能力に応じた支援、専門的知識と技術の活用

試し行動であることを伝え、叱り方の工夫や愛着関係の取り方を伝える

課題となっている行動だけではなく、対応のポイントを伝えたり、声掛けなど行動見本を示す。具体的な生活課題について聞き取り、助言する。

着替えたがらない → 最初は9割手伝い、ほめながらできることを増やす

児童虐待への対応

社会資源の活用

- 市役所 虐待対応の第一次窓口 48時間以内に子どもの安否確認
専門的な支援が必要な場合は児童相談所へつなぐ
要保護児童地域対策協議会の開催

- 保健所・子ども家庭支援センター

母親からの相談に対応、助言等を行う。レスパイト（小休止、息抜き）のためのショートステイなどの提案も可能

- 要保護児童地域対策協議会

子どもと保護者にかかわる機関・施設等が支援の内容や役割分担について協議する場 → 教育相談、主任児童委員のかかわり、公的制度の利用など

単元5 関係機関との連携、地域資源の活用

～ポイント～

①特に配慮必要とする子どもの現状と対応について理解する

②配慮を必要とする子どもとその保護者への支援について社会資源の活用の視点から考える

③まとめ

貧困状況におかれた子どもの現状と対応

○相対的貧困率

→ 一般的な水準の半分に満たない生活状況の子どもは7人に1人
約260万人の子どもが貧困状況にある

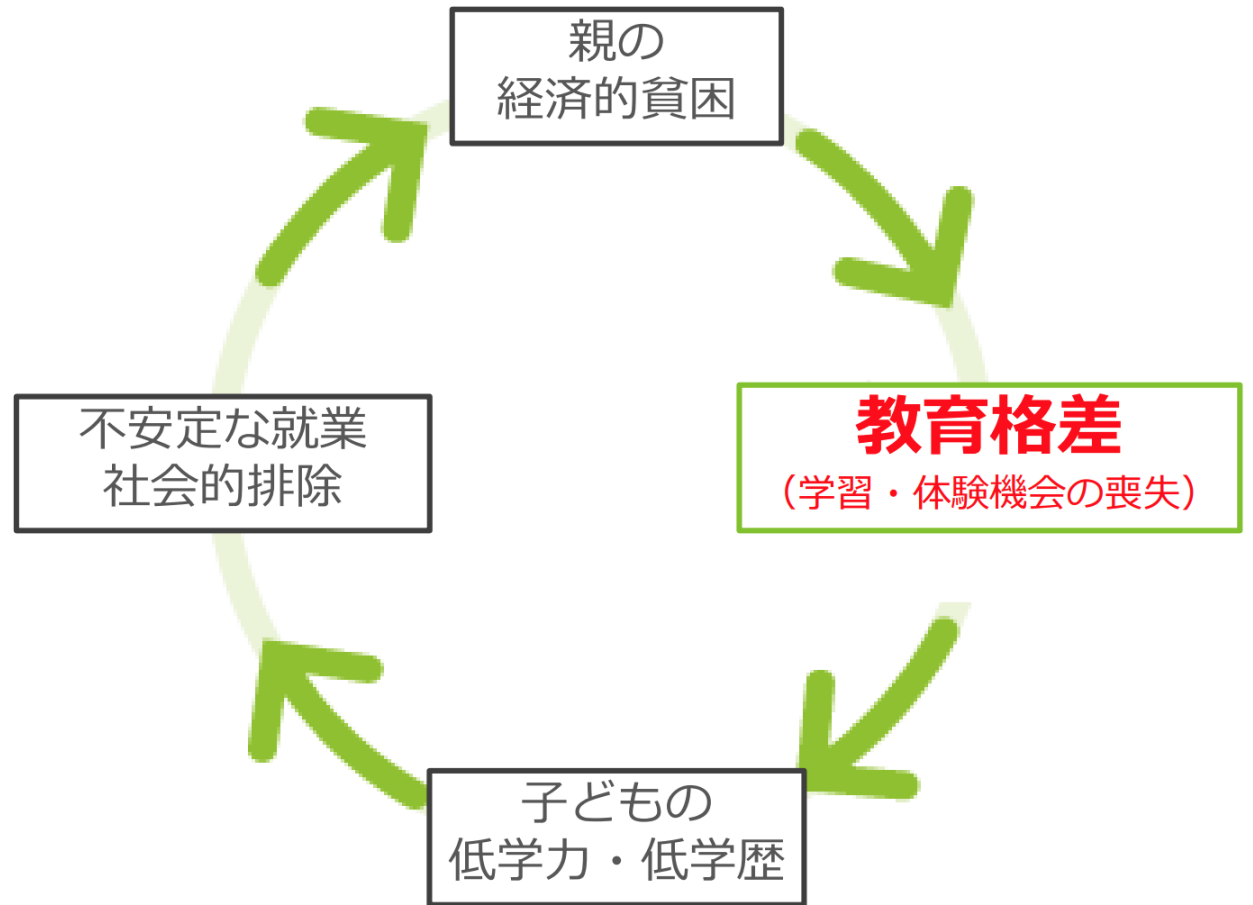
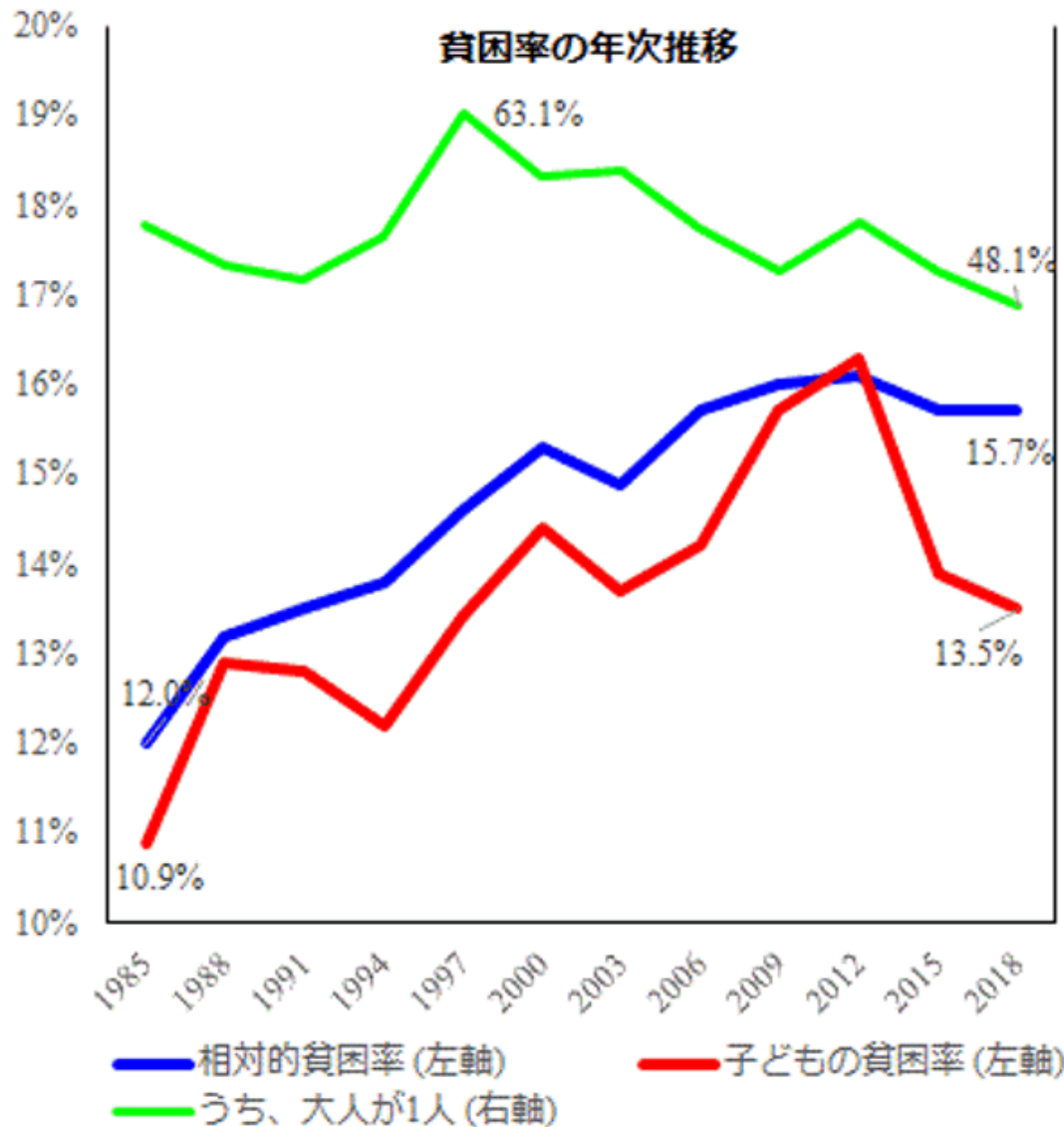
○ひとり親世帯（特に母親のみの世帯）の貧困率が高い

→ 48.1%の世帯が相対的貧困世帯である（2世帯に1世帯）

○貧困状況が関連する課題

健康・発達状況の悪化、自己肯定感の低さ、家族関係の諸問題、ネグレクト、
教育機会の喪失

貧困状況におかれた子ども達の現状と対応



貧困状況におかれた子どもの現状と対応

「子どもの貧困対策に関する大綱」では4つの支援を重視。

- ① **教育の支援**（学力保障、福祉機関との連携、就学・進学への支援等）
- ② **生活の支援**（保護者の生活支援、子どもの生活支援、子どもの就労支援、支援人員の確保等）
- ③ **保護者に対する就労の支援**
（親に対する就労支援。学び直しの支援、就労機会の確保等）
- ④ **経済的支援**
（教育扶助の支給方法、生活保護の子供の進学時の支援等）

事例から考える

事例：貧困状況にある家庭への支援

Mちゃん（5歳）は母親と二人暮らしです。最近、母親は仕事を転職し、夜間働くこととなりました。以前までは、時間通りに登園していたMちゃんでしたが、最近は時間がまちまちで、欠席しがちです。また、登園時の母親の表情も疲れており、保育者との会話も少なくなりました。

Mちゃん自身も朝から眠い表情をしていたり、ぐずったりすることがあります。以前に比べ、生き生きと遊ぶ姿が見られなくなりました。

Mちゃんの状態について母親と話しをする機会があった際、経済的に苦しいとの相談がありました。

事例から考える

事例を読み、次の事について考えてみましょう。

Mちゃんとその保護者に対して、保育園でできる支援はどんなことがあるでしょうか？

保育園以外の社会資源を活用する場合、どこに相談すればよいでしょうか？

その際、気をつけなければならないことがあれば共有してください。

事例から考える

○保育料の変更

婚姻や離婚等により家庭の状況に変更があった場合や、生活保護法による保護を受給開始となった場合等は、保育料を再計算しますとの告知が市のホームページ等に掲載されています。収入等に変化があった場合、市役所につなげることも重要です。

○子育ての補完的役割の拡充

労働と子育ての両立には大変な苦勞が伴います。保育園の役割の限界を超える場合は、児童委員や主任児童委員へつないだり、ファミリーサポートセンターを紹介したりすることで、子育ての補完を実施することが出来ます。

貧困状況におかれた子どもの現状と対応

支援の考え方・対応

- ・ 貧困状態から回復することが難しい状況があることを理解する
- ・ 保育園が子どもの命をつなぐ場になることもある
- ・ 相談してきてほしいは専門職の言い分、支援の対象者はいいたくても言えない
(気づいていないことも・・・)
- ・ 生活保護制度や社会福祉協議会の貸付制度など具体的な支援が必要な場合、
市役所等につなげる → 時間がかかることもある

貧困状況におかれた子どもの現状と対応

生活保護制度（関連する法律：生活保護法、日本国憲法第25条 生存権）

扶助の種類：出産扶助、教育扶助、生業扶助、住宅扶助、生活扶助

医療扶助、介護扶助、**葬祭**扶助

申請窓口：福祉事務所、市役所（生活福祉課など）

社会福祉協議会 貸付制度（申請窓口：社会福祉協議会）

総合支援資金：生活支援、住宅入居、一時生活再建

福祉資金：福祉（生業、介護など）、緊急小口資金

教育支援資金：教育支援、就学支援

不動産担保型生活資金：

貧困状況におかれた子どもの現状と対応

関係機関につなぐ際に留意すること

○保護者の自己決定を尊重すること

生活保護の利用については、単に関係機関に情報を伝えるだけではなく、保護者の気持ち（スティグマ）をよく考え、自ら解決に向かって動き出せるように力づけることが必要となる。

○つないだ後の経過についても配慮しておく

事後の連絡や相談など、保育園として支援できる部分は常に門戸を開いておく。経済的困窮の状況を脱却することで、保護者の不安が解消され、それが子どもの健全な成長・発達につながる（子どもの最善の利益）という視点に立つ。

定住外国人の子ども（外国籍の子ども）の現状と対応

現状

2020年「人口動態調査」

子どもの出生数 86万5239人

父母とも日本人 84万6912人（約98%）

父母とも外国籍、摘出ではない子の場合、母親のみ外国籍
1万8134人（約2%） 50人に1人の割合

2021年12月「在留外国人数」

0歳～6歳：10万6992人 → 保育園等を利用する可能性がある子ども

定住外国人の子ども（外国籍の子ども）の現状と対応

「（窓）、お弁当、給食そっくり」（朝日新聞、2018年2月25日付）

言葉も分からない日本で、まだ味わったこともない日本の「給食」そっくりのお弁当を、妄想しながら作り続けている外国人がいます。東京都・八王子市に暮らす、インドネシア人主婦、ウツミ・ロシダさん（36）です。イスラム教徒で、戒律でアルコールや豚肉など、食べられないものがあります。息子の弁当箱に、そっとある思いを込めていました。中略・・・「『なんでイズミはみんなと違うの』と言われたいようにです。

子どもはまだ、宗教や、何を食べて良いか良くないか、理解はできません。見た目が同じなら、友達に嫉妬されないだろうし、みんなに溶け込めると思いました」とウツミさんは話しました。

定住外国人の子ども（外国籍の子ども）の現状と対応

支援の考え方・対応

- ・ 子どもの権利条約の内容をあらためて確認する（差別の禁止など）
- ・ 多様な文化を受け入れることが重要となるため、保護者の出身国の風習や慣習、信条などを学ぶ（聴く）機会を設ける
- ・ 保育園の方針などを定期的に伝えていく
- ・ 日本の文化を伝える工夫をする（節句や行事などの意味を伝えるなど）
- ・ 社会との懸け橋となる工夫をする（保護者との仲を取り持つ、困ったときの相談相手、地域の相談役【民生委員や自治会】とのつなぎ）

保護者に精神的な課題がある子どもの現状と対応

2018年 措置理由別児童数 「父母の精神障害」

里親 702名 (13%) ③ 乳児院 708名 (23.4%) ①

児童養護施設 4209名 (15.6%) ③

※○内の数字はそれぞれの措置理由における割合の順位（その他を除く）

2018年 精神障害者総数 419万3千人（うち、在宅療養：389万1千人）

20歳未満：27万6千人、20歳以上：391万6千人

保護者に精神的な課題がある子どもの現状と対応

支援の考え方・対応

- ・ 精神障害や精神疾患は身近なものであることを理解する
- ・ 研修等を通して各疾患について基礎的な知識を持ち、理解を深める
- ・ 保育者は専門医ではないため安易な診断や助言はしない。地域の保健師等の協力を得る必要がある。
- ・ 疾患の特徴を知り、保護者の気分の移り変わりに惑わされない
- ・ 一人の保育者のみがかかると負担になることもあるため、チームでのかかわりを心がける

これまでに出会った特別な配慮を必要とする家庭について

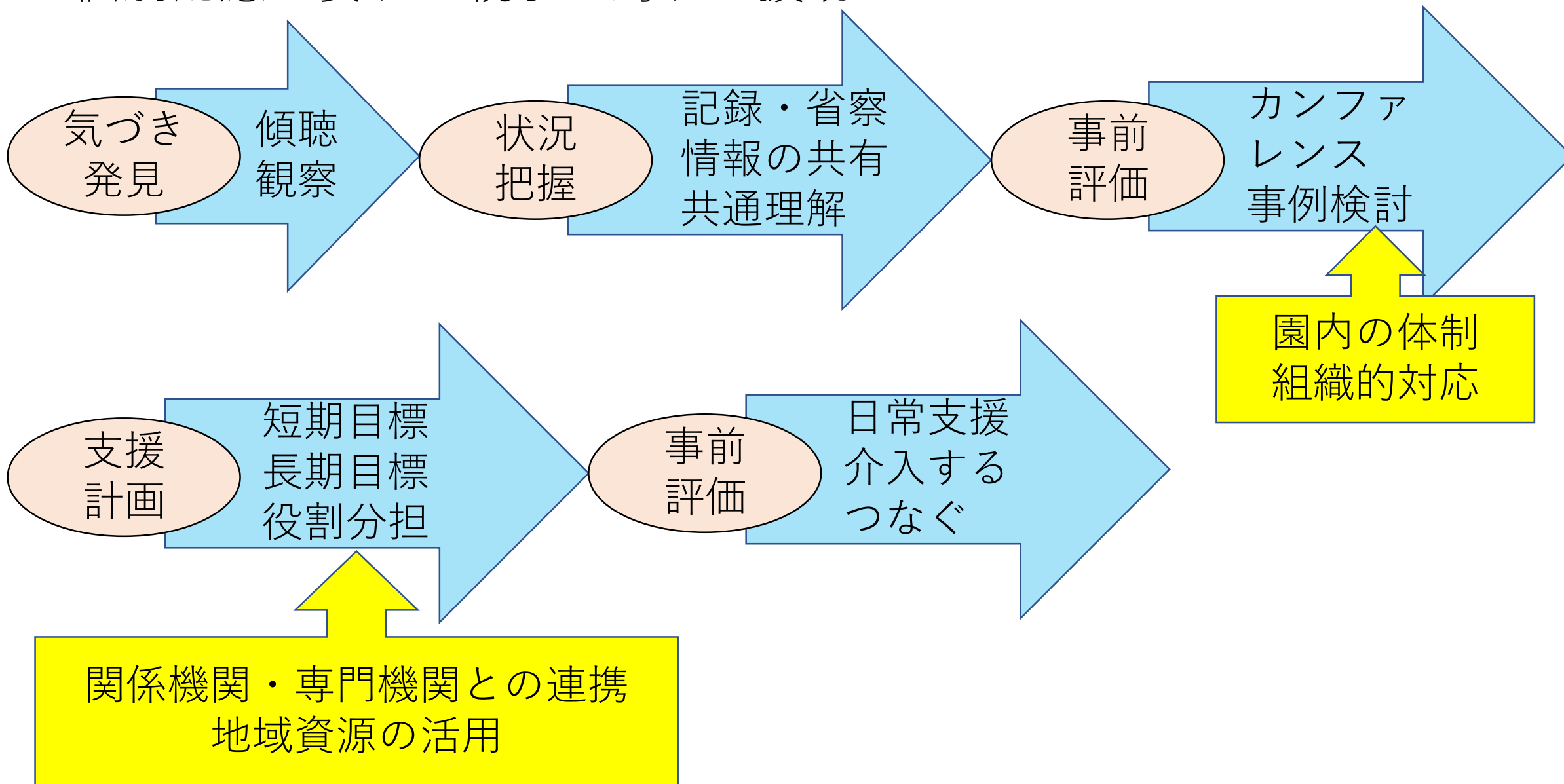
これまでに出会った特別な配慮を必要とする家庭について報告しあいましょう（虐待事案は除く）

どんな課題が生じていましたか

その課題についてどのように対応しましたか

難しかった点、悩んだ点はどんなことですか

個別配慮を要する親子に対する援助プロセス



関係機関との連携・社会資源の活用の利点と課題

社会全体で子どもを育てていくという考え方に基づき、多くの機関の複数の人の目で子どもの育ちを見守り、家庭の抱える課題の解決を支えていくことは関係機関との連携や社会資源の活用を実践することの利点だといえます。

特に、様々な専門機関や専門職が連携を図ることにより、解決困難なケースにも、支援の可能性が広がります。

しかし、その反面、連携には課題があるのも実情です。保育園からの相談が聞き入れられなかったり、依頼しようにも相手が見つからなかったり、それぞれの支援の方法や意見に相違があったりします。また、イニシアチブ（主導権）を誰がどのように担っていくかという問題もあります。

保護者と子どものそばにいて、日々見守っている保育園の果たす役割に期待するだけでなく、その声が連携の中で生かされることが望まれます。

まとめ

現代社会における様々な課題から、地域社会や家族機能が弱体化し、これまで以上に支援を必要とする子どもと保護者がいます。

家族が子どもの事で悩んだとき、課題を抱えたとき、家族の課題にいち早く気づけるのは、日頃からかかわりのある保育園です。

歩いていける距離にいて、顔の見える専門職である保育者は、地域の子育てにはなくてはならない存在です。

しかし、多問題家族という言葉に示されているとおり、家族が抱える課題は、多岐にわたり、一人の保育者、一つの保育園では解決できない課題もあります。

この研修を機に、現在、実践している保護者支援・子育て支援を継続してもらうとともに、地域の社会資源とのつながりが強化されることを願っています。